

## 会 議 録

会 議 名	令和元年度東松山市いじめ問題調査審議会					
開 催 日 時	令和2年 1月15日（水）			開 会	13時30分	
				閉 会	15時00分	
開 催 場 所	総合会館 3階 302号室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 協議 （1）本市のいじめ等の現状について （2）5月31日実施の「いじめ問題調査審議会の答申」を踏 まえた教育委員会の取組について 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	(1) 公開 (2) 非公開		傍 聴 者 数	2人		
非公開の理由 (非公開の場合)	保護の必要がある個人情報を含んだ案件を取り扱うため					
委員出欠状況	会 長	高山 剛一	○	委 員	星 光雄	○
	副会長	野村 恵子	○	委 員		
	委 員	松本 武士	○	委 員		
	委 員	山崎 晃史	○	委 員		
	委 員	篠原 輝義	○	委 員		
事 務 局	教育長		中村幸一			
	教育部次長		鈴木 寿			
	学校教育課長		小林 聡			
	学校教育課指導主事		原 剛			

次 第	顛 末
1 開 会	事務局開会宣言
2 あいさつ	教育長あいさつ
3 協議 司会	<p>「東松山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第14条により準用された、第7条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので 本日の会議は成立していることを報告させていただきます。</p> <p>これより、議事に入りますが、「東松山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第14条により準用された、第7条第1項の規定により、本審議会の会長である高山様に議事の進行をしていただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。</p>
3 協議 高山会長          事務局	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。協議に入ります前に、「会議の公開」「会議録の作成方法」「会議録の確認」の3点について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>会議の公開、会議録の作成方法、会議録の確認方法について説明いたします。</p> <p>会議は、「東松山市情報公開条例第24条」により原則公開とされておりますが、本日の協議2については保護の必要がある個人情報を含んだ案件を取り扱うため、「東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により、附属機関の<sup>ちょう</sup>長である高山会長から当該審議会に諮っていただき、非公開とすることができます。</p> <p>また、会議録につきましては、「東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱」第8条第1項により、発言の内容を要約し、発言者の欄に委員名を記載して会議録を作成しております。また、確認方法は、委員が交代で内容を確認していただくものとし、会長</p>

高山会長	<p>が指名した2名以上の委員の方に、内容を確認していただき、会議録に署名していただきます。</p> <p>なお、会議を非公開とした場合は、同条第3項の規定により、会議録に代えて会議結果報告書を公表いたします。</p> <p>会議の公開及び会議録についての説明は以上でございます。</p> <p>事務局より、説明がございました。今回の会議録の署名につきましては、松本委員、山崎委員 にお願ひ致します。</p> <p>お引き受け願ひますでしょうか。</p> <p>(「はい。」との声)</p> <p>ありがとうございます。では、よろしくお願ひ致します。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りし致します。</p> <p>今回の会議につきましては、協議(2)について保護の必要がある個人情報を含んだ案件を取り扱うため、非公開ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、本会議の協議(2)非公開とし、会議録に代えて会議結果報告書を公表致します。</p> <p>なお、本日は傍聴の申し入れがあります。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条により、希望するものに傍聴を認めることにより行うものとあります。協議(2)は非公開とし、それ以外の部分を公開することで許可したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>傍聴人に申し上げます。</p> <p>本日の会議は、協議(2)5月31日実施の「いじめ問題調査審議会の答申」を踏まえた教育委員会の取組については保護の必要がある個人情報を含んだ案件があるために非公開とします。それ以外について傍聴を許可することといたしますので、傍聴人は、傍聴人規則に従って傍聴されるようお願ひします。</p> <p>それでは協議に移ります。</p>
------	---

事務局	<p>はじめに、(1)本市のいじめ等の現状について、事務局より説明願います。</p> <p>はじめに、協議事項の(1)「本市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について」報告をさせていただきます。</p> <p><b>【報告内容について】</b></p> <p>○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「いじめ」に関する調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめの認知件数」は増加傾向である。</li> <li>・本市では、昨年度の「いじめの認知件数」が、小学校216件、中学校54件。</li> <li>・今年度は12月の段階で小学校238件、中学校46件。</li> <li>・本市では「いじめ防止対策推進法」を作成し、各学校が実態に応じて対策委員会をつくり、全教職員で組織的に取り組んでいる。</li> <li>・今後も、「いじめを訴えやすい体制づくり」をさらに推進していく。</li> </ul> <p>○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「不登校」に関する調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒も増加傾向にある。</li> <li>・早期発見、未然防止を目的とした学校生活アンケートを東松山市で実施する。</li> <li>・生徒指導専門職員やスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の情報を素早く把握、指導助言できるような仕組みをこれからも進めていく。</li> </ul>
高山会長	<p>ただ今の説明について、何か意見や質問はありますか。</p>
高山会長	<p>小学校で29年度は108,999に対して、30年度は11,968であるが激減したのか？</p>
事務局	<p>平成30年度の数値の桁が間違っておりました。お詫びいたします。</p>

篠原委員	いじめの意見に対して、横ばいのような量であるが内容的にこのいじめは酷い、悪質というようなものは東松山であるか？
事務局	重大事態（いじめが原因の不登校、金品の要求、明らかな暴力行為が伴っているなど）は今年度無し。昨年度は一件あり。重大事態により学校に通うことができなくなってしまったため転校した。
高山会長	では、続いて、（２）５月３１日実施の「いじめ問題調査審議会の答申」を踏まえた教育委員会の取組について、に移ります。ここからは保護の必要がある個人情報を含んだ案件となりますので、傍聴人は一時退室を願います。暫時休憩といたします。 (傍聴人退室) では事務局より説明願います。
事務局	協議事項（２）５月３１日実施の「いじめ問題調査審議会の答申」を踏まえた教育委員会の取組について、説明をいたします。  保護の必要がある個人情報を含んだ案件であるため非公開
高山会長	これをもちまして議長の任を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。  (議長降任)
4 その他 司会	ご協議を賜りありがとうございました。 それでは次第４、その他に移ります。 事務局よりお願いします。
事務局	次回の開催日程等を伝える。
4 閉 会	事務局閉会宣言

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和2年 1月31日 署名委員 松本 武士  
署名委員 山崎 晃史